

石川県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年月日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
2410010		東浜	トウハマ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410020		黒崎	クロサキ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410030		上佐佐波	カミササナミ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410050		百海	トウミ	1	七尾市	七尾市	石川県					S28.3.5		半島		
2410060		江泊	エノマリ	1	七尾市	七尾市	石川県					S27.12.29	S43.3.30	半島		
2410070		鶴浦	ウノウラ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410080		三室	ミムロ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎	○		S27.12.29		半島		
2410090		野崎	ノザキ	1	七尾市	七尾市	石川県					S26.12.13	S46.10.6	半島		
2410100		祖母ヶ浦	ハガウラ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410110		向田	コウダ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410120		曲	マガリ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410123		三ヶ浦	サンガウラ	1	七尾市	七尾市	石川県	3	◎			S50.11.15	H2.7.13	半島		
2410125		中島	ナカジマ	1	七尾市	七尾市	石川県	2	◎			S45.8.8	H3.11.13	半島		
2410130		新崎	ニンザキ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S39.1.22		半島		
2410140		岩車	イワクルマ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S39.1.22		半島		
2410150		鹿波	カシ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410160		曾良	ソラ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410170		甲	カブト	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410180		沖波	オキナミ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410190		前波	マエナミ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410200		宇加川	ウカガウ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410210		古君	フルキミ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410215		鶴川	ウカワ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S26.12.13	H17.3.1	半島		
2410220		七見	シチミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S27.12.29	H17.3.1	半島		
2410230		矢波	ヤナミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県					S27.12.29	H17.3.1	半島		
2410240		波並	ハナミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S26.12.13	H17.3.1	半島		
2410250		藤波	フジナミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S27.12.29	H17.3.1	半島		
2410260		羽根	ハネ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S30.10.21	H17.3.1	半島		
2410270		小浦	オウラ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県					S30.10.21	H17.3.1	半島		
2410290		白丸	シロマル	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S29.10.30	H17.3.1	半島		
2410300		比那	ヒナ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S31.7.6	H17.3.1	半島		
2410310		小泊	コトマリ	1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410320		寺家	ジケ	1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410330		長橋	ナガハシ	1	珠洲市	珠洲市	石川県	2	○			S31.7.6	S46.10.6	半島		
2410340		真浦	マウラ	1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410350		曾曾木	ソソギ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410360		光浦	ヒカリウラ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410370		鶴入	ウニウ	1	輪島市	輪島市	石川県	2				S26.7.28	H17.8.26	半島		
2410380		大沢	オオザワ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410390		皆月	ミナツキ	1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410400		深見	フカミ	1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410415		黒島	クロシマ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S26.7.28		半島		
2410420		赤神	アカカミ	1	輪島市	輪島市	石川県					S27.12.29		半島		
2410430		劔地	ツルギジ	1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410443		赤崎	アカサキ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県		◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410450		領家	リョウケ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県		◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410460		七海	シツミ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410470		赤住	アカズミ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県	2	◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410475		安部屋	アノヤ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県	2	◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410476		高浜	タカハマ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S26.7.28	H17.9.1	半島		
2410480		大島	オシマ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410490		柴垣	シバガキ	1	羽咋市	羽咋市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410500		羽咋	ハクイ	1	羽咋市	羽咋市	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410505		美川	ミカワ	1	白山市	白山市	石川県					S29.10.30				
2410510		安宅	アタカ	1	小松市	小松市	石川県		◎			S26.7.28				
2420010		庵	イオリ	2	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29	H19.9.14	半島		
2420015		下佐佐波	シモササナミ	2	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2420020		石崎	イシザキ	2	七尾市	石川県	石川県		◎	○		S26.7.28	H16.10.1	半島		

石川県

2420030	鰻目	エノメ	2	七尾市	七尾市	石川県	2	◎		S27.12.29	S42.12.30	半島	
2420045	高倉	タカクラ	2	鳳珠郡能登町	石川県	石川県		○		S41.3.31	S54.11.26	半島	
2420050	松波	マツナミ	2	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○		S26.7.28	H17.3.1	半島	
2420060	鵜飼	ウカイ	2	珠洲市	珠洲市	石川県		◎		S26.7.28		半島	
2420070	名舟	ナフネ	2	輪島市	輪島市	石川県				S27.12.29		半島	
2420075	鹿磯	カイツ	2	輪島市	石川県	石川県		○		S26.7.28		半島	
2430010	蛸島	タコジマ	3	珠洲市	石川県	石川県		◎		S26.7.28	S63.8.24	半島	
2430020	橋立	ハシダテ	3	加賀市	石川県	石川県		◎		S26.12.13	S55.5.6		
2440010	狼煙	ノロシ	4	珠洲市	石川県	石川県	2	◎		S27.12.29	H3.11.13	半島	
2440020	舳倉島	ヘグラジマ	4	輪島市	石川県	石川県				S26.7.28		離島	特定国境離島
2440030	富来	トキ	4	羽咋郡志賀町	石川県	石川県		◎		S26.7.28	S38.2.14	半島	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。